



【問合せ先】
岐阜南社会保険事務所
☎ 273・6161

国民年金保険料の領収証書は 大切に保管しましょう

国民年金の保険料を納めると社会保険庁から領収証書が交付されます。この領収証書は所得税の確定申告をするときなど、保険料を確認するために必要な場合がありますので、大切に保管してください。（注意：領収証書は再交付されません。）

なお、保険料の納付方法により交付されるものが次のように異なります。

直接金融機関で納めたかた

「納付書・領収書（納付受託）証書」が窓口で交付されます。

口座振替で納めているかた

口座から引き落とされた翌月に「国民年金保険料領収済通知書」が交付されます。

国民年金保険料の納付済額について

平成14年4月から国民年金保険料の収納事務が役場から社会保険庁へ変更されたため、納付済額を確認されるかたは、岐阜南社会保険事務所へお問い合わせください。

なお、電話でのお問い合わせには、基礎年金番号が必要になります。

参 考

口座振替で納めているかた

平成14年4月分からは振替日は翌月末日となりました。平成14年中に振替となるのは10月分の保険料までです。

（11月分は1月に振替のため）

保険料額 = 13,300円 × 振替月数

納付書で納めているかた

領収証書により、納付した日が平成14年1月から12月となっている分について計算します。

保険料額 = 13,300円 × 納付月数

前納で納めているかた

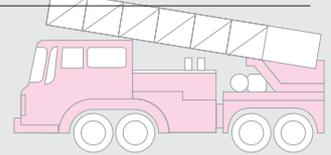
前納期間に応じた金額となります。

1年前納 = 156,770円（14年4月分～15年3月分）

6ヶ月前納 = 79,150円（14年4月分～14年9月分・14年10月分～15年3月分）

消防署

火災から 文化財を守ろう



一月二十六日は、「文化財防火デー」です。

昭和二十四年のこの日、法隆寺金堂から火災が発生し、世界的な宝といわれた金堂、外壁の土壁十二面に描かれた仏画の大半が焼失しました。

寺社などの美術工芸品、古くから伝わる民芸品などの文化財は長い年月の間我々の祖先により守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

これらの国民的財産を火災、地震その他の災害から守るため法隆寺金堂が焼失した一月二十六日を「文化財防火デー」と定めて、全国的に文化財防火運動を行っています。

我が国の文化財、特に建造物はほとんど木造であり、美術工芸品も燃えやすい木・紙・布などで造られているものが多く、更に人家の密集地にある文化財も少なくないことから、常に火災の危険にさらされていることを忘れてはなりません。

この地域にも寺社・仏像・民芸品などが多くあり、この貴重な文化財を火災から守るため、今自分たちが住んでいる家同様大切にしていかなければなりません。そのために、皆さんも防災訓練などが開催される機会には、積極的に参加し火災予防に心掛けましょう。



羽島郡広域連合 ☎ 388・1195